

本制度の補償申請ならびに原因分析のために提出された診療録・助産録および検査データ等の情報のうち、
妊娠・分娩経過および新生児経過等の情報を事例ごとに一覧化したもの

原因分析報告書要約版の「脳性麻痺発症の原因」

通番	データ項目およびデータ定義							脳性麻痺発症の原因
	入院理由_陣痛発来	入院理由_破水	入院理由_誘発目的	破水区別	前期破水の有無	急速遂娩の実施の有無	胎児心拍数異常出現	
	1:陣痛発来である 0:陣痛発来ではない	1:破水である 0:破水ではない	1:誘発目的である 0:誘発目的ではない	1:自然 2:人工 3:帝王切開時	1:有 0:無	1:有 0:無	1:有 0:無	
1	0	0	0	3	0	1	1	<p>(1) 脳性麻痺発症の原因は、子宮破裂による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。</p> <p>(2) 子宮破裂の原因は、既往帝王切開の手術後癒着部の脆弱化により生じた可能性があると考える。</p> <p>(3) 子宮破裂の発症時期は、妊娠 38 週 0 日 10 時 30 分頃から 11 時 00 分までの間の可能性がある。</p>
2	0	1	0	1	1	1	1	<p>(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。</p> <p>(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害または常位胎盤早期剥離の可能性を否定できない。</p> <p>(3) 胎児は、妊娠 38 週 5 日 9 時 00 分頃から低酸素の状態となり、その状態が出生までの間に進行し、低酸素・酸血症に至ったと考える。</p>
3	0	0	0	1	1	1	1	<p>(1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。</p> <p>(2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を解明することは困難であるが、分娩周辺期に生じた子宮内感染が関与した可能性がある。また、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。</p> <p>(3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。</p>
4	1	0	0	2	0	1	1	<p>(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。</p> <p>(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫に伴う臍帯血流障害の可能性が高い。</p> <p>(3) 胎児は、妊娠 40 週 0 日の分娩第 1 期の終わり頃より低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し、低酸素・酸血症に至ったと考える。</p>
5	0	0	0	1	0	1	1	<p>(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。</p> <p>(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫およびその後生じた臍帯脱出による臍帯血流障害であると考える。</p> <p>(3) 胎児は、妊娠 39 週 0 日 3 時 50 分頃から臍帯圧迫が出現し、妊娠 39 週 1 日の 5 時 00 分頃には低酸素・酸血症の状態となり、その状態が出生時まで進行したと考える。</p>
6	1	0	0	3	0	1	1	<p>(1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児母体間輸血症候群による胎児の重症貧血によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。</p> <p>(2) 胎児母体間輸血症候群の原因は不明である。</p> <p>(3) 胎児母体間輸血症候群の発症時期は、妊娠 36 週 0 日の妊婦健診以降、妊娠 38 週 0 日までの間であると考える。</p> <p>(4) 胎児発育不全および臍帯血流障害が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性が高い。</p>
7	0	1	0	1	1	0	0	<p>(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 30 週 3 日 10 時 00 分以降分娩までの間に生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことである。</p> <p>(2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因は、臍帯血流障害の可能性が高い。</p> <p>(3) 子宮内感染が PVL 発症に関与した可能性がある。</p> <p>(4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。</p>